

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

第350号

雇用ニュース

6

2011



「ネモフィラ（ひたちなか市）」いばらきフォトダウンロード

震災被災者対象求人受付中!

おもな内容
CONTENTS

県内の雇用情勢	2
茨城労働局新卒者就職応援本部会議を開催しました!	3
東日本大震災により被災された事業主の皆様へ 「労働保険における特例措置」	4
労働保険の年度更新受理相談会を開催いたします	5
6月は「外国人労働者問題啓発月間です」	6
建設労働者緊急雇用確保助成金について(期間が延長されました)	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率0.61「雇用情勢は、新規求人倍率が低下するなど、改善の動きが弱まっている」

有効求人数（原数値）は12か月連続の増加

1 概況

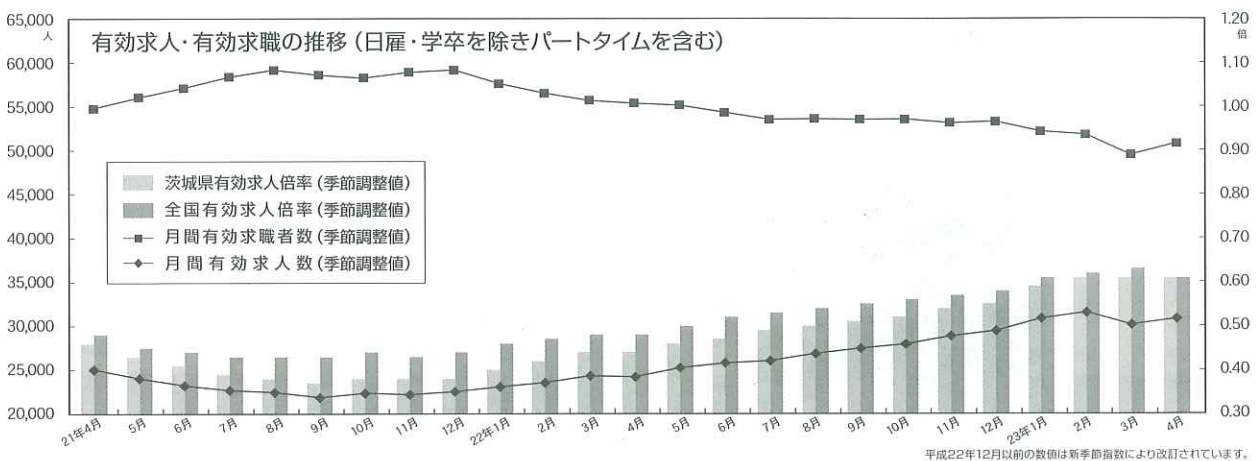
4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は11,868人で前年同月に比較して16.5%増と14か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同27.2%増で16か月連続で増加しました。

新規求職者数は17,901人と同3.1%の増加となりました。雇用形態別に見ると、一般は同1.0%の減少となり、パートタイムは同12.6%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者では、若年求職者（34歳以下）が増加し、高齢求職者（60歳以上）は減少となりました。

有効求人数（原数値）は30,639人で、前年同月比で25.7%増と12か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は55,258人（同8.7%減）と12か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.61倍（季節調整値）と前月と同水準となりました。なお、原数値は0.55倍と前年同月比で0.15ポイント上回りました。



平成22年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は11,868人となり、前年同月と比較すると16.5%増加となりました。

産業別にみると、建設業（同91.7%増）、情報通信業（同50.4%増）、製造業（同27.2%増）、その他の産業（同23.4%増）、医療・福祉（同22.5%増）、サービス業（同22.2%増）、学術研究・専門・技術サービス業（同8.3%増）、運輸業・郵便業（同7.9%増）で増加しました。

一方、卸売業・小売業（同21.8%増）、宿泊・飲食サービス業（同11.4%減）、生活関連サービス・娯楽業（同5.6%減）では減少しました。

規模別で見ると新規求人数の約半数（57.2%）を占める29人以下（同21.7%増）、30～99人（同19.7%増）、100～299人（同5.9%増）となりましたが、500人以上（同30.4%減）、300～499人（同10.1%減）、では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると35.8%増と14か月連続で増加しましたが、パートタイム求人は同8.6%減となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は6,247件で、前年同月と比較し13.0%増と17か月ぶりの増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は34.9%と、前年同月（31.8%）を3.1ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は12,196人と、前年同月比で3.9%減少（14か月連続の減少）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,797人で、資格喪失者の割合では8.3%（前年同月9.4%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比3.7%減と18か月連続の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は17,901人となり、前年同月比で3.1%増と5か月ぶりの増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は67.2%（前年同月70.0%）と2.8ポイント下回り、求職者数では前年同月比で1.0%減と8か月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で32.8%（同30.0%）と2.8ポイント上回り、求職者数でも同12.6%増と2か月ぶりの増加となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は39.5%となり、前年同月（38.8%）を0.7ポイント上回った。若年求職者数では前年同月比で4.7%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.6%となり、前年同月（16.2%）を0.6ポイント下回り、高齢求職者数では前年同月比0.6%の減少となりました。

平成23年度

第1回

茨城労働局新卒者就職応援本部会議を開催！

茨城労働局では、平成23年3月に卒業した大学生や高校生の就職率が昨年を下回るなど厳しい状況にあり、さらに、東日本大震災の影響により来年春卒業予定の大学生や高校生が昨年に引き続き厳しい就職環境にあることを踏まえ、県内の経済4団体、労働界、県内大学、経済産業省関東経済産業局、地方自治体、ハローワークの関係者を構成員とした「茨城労働局新卒者就職応援本部」の平成23年度第1回の会議を5月26日（木）に開催しました。



挨拶する鬼丸本部長

鬼丸本部長（茨城労働局長）からは、東日本大震災における被害の状況から「県内の雇用情勢は、新規求人倍率が低下するなど、注意を要する状況にある」、また、県内の新規高卒者の内定状況は、厳しかった昨年度より0.9ポイント下回るなど、震災の影響を受けており、震災により採用内定取り消しや入職時期繰下げを受けた新卒者への相談のために、新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設けるなど、就職を希望する新卒者を取り巻く雇用環境は、東日本大震災の影響も相まって引き続き厳しい状況であるとあいさつがありました。

会議は、労働局から「平成23年3月新規学校卒業者の需給状況」並びに「新卒者雇用に係る取組状況（東日本大震災により被災した新卒者等への緊急対応を含む）」説明がありました。

また、水戸並びに土浦新卒応援ハローワークからは、学卒ジョブサポーターの取組状況等について担当の学卒ジョブサポーターから報告がありました。

今年度は、東日本大震災の影響により、新規学卒者の就職環境はこれまで以上に厳しくなる恐れがあり、応援本部構成員の連携を密にして、求人確保に取り組むことを確認して閉会しました。



東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ

～ 労働保険における特例措置についてお知らせ ～

この度の東日本大震災を受け、労働保険料（一般拠出金を含みます。）の申告・納付につきまして、次のとおり特例措置を行っています。

1 労働保険料の免除 ※申告納付手続きと合わせて、申請が必要です。

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たした場合、申請により、要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月28日まで）の、労働保険料等の免除が受けられます。

【対象地域】 岩手県、宮城県、福島県の全域。

青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部。

【免除の要件】

①平成23年3月11日に、事業場が対象地域に所在していたこと。

②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている（※）等、労働保険料の支払が困難である事情があること。

（※）「月単位でみた労働者1人当たりの賃金」が、東日本大震災発生前の直近の額と比較して2分の1未満となっている場合があります。なお、免除の要件に該当するか否かの判断に当たっては、休業手当は、賃金の額には含めずに計算します。また、免除の要件に該当するか否かは、月単位で判断します。

2 労働保険料の申告・納付期限の延長

東日本大震災の被災地域に所在する事業主の皆さまについて、労働保険料等の申告・納付期限を7月29日まで延長しています。

【対象地域】 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の全域。

【留意点】

延長の措置は、労働保険料の申告・納付を免除するものではありません。申告・納付が可能な事業主の皆さまは、年度更新期間中（6月1日～7月11日）の申告・納付をお願いいたします。

3 労働保険料の納付の猶予

※申告手続きと合わせて、申請が必要です。

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまについて、労働保険料等の納付を最大で1年間猶予します。

【対象地域】 対象地域の指定はありません。

なお、2の申告・納付期限の延長の対象地域における事業主の皆さまにつきましては、延長後の期限から猶予の申請が可能になりますので、延長後の期限においても、なお納付が難しい場合に申請してください。

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと。

※保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。

特例措置に関する詳しい内容は、事業場を管轄する茨城労働局総務部労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

社長!!
今年もよろしくお願ひします。

平成23年度
6/1水 ~ 7/11月

守られている安心が、働くよるこびを支えています。
労働保険 労災保険 雇用保険 の年度更新
平成21年度から、年度更新の申請期間を
6/1~7/10(今年度は11日)までに延長しています。

○申請期間延長の対象となる事業主は、平成23年3月11日以前に事業場を開設し、かつ、被災による被害を受けた事業主です。○申請書の提出は、被災地を管轄する労働局・労働基準監督署に提出してください。○被災地を管轄する労働局・労働基準監督署のホームページには、申請書の提出方法が掲載されています。

茨城県労働局 労働保険課 労働保険徴収室 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署 労働基準監督署

労働保険の年度更新手続等はお早めに 【受理相談会を開催いたします】

平成23年度の労働保険年度更新におきましては、3月11日に発生した東日本大震災による被災県である茨城県内の事業場は、法定申告・納付期限が7月29日まで延長されておりますが、できる限り早期に申告・納付をおこなっていただくようお願い致します。

なお、初めて年度更新手続をされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等におきまして、下記のとおり受理相談会を開催しますので、お気軽にご利用下さい。また、この受理相談会の日程につきましては、郵送しました申告書に同封の資料「茨城労働局からのお知らせ(08)」にも記載されておりますので、ご参照ください。

○会場では、職員及び各地区の社会保険労務士等が相談に応じさせていただきます。

なお、相談会においての際は、申告書・事業主印のほか次の資料をご持参願います。

・継続事業（建設事業、林業以外の方）

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の賃金台帳、
月別賃金集計表など平成22年度中に支払った賃金額のわかる資料

・一括有期事業（建設事業、林業の方）

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間に終了した工事（林業にあっては終了した事業）に係る工事台帳、工事請負契約書等

平成23年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月日	時間	会場
水戸	7月6日(水) 7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:00	茨城県職業人材育成センター本館 4階中研修室(A41) (水戸市水府町 864-4)
	7月6日(水)	9:30～16:00	おおみやコミュニティセンター 研修室(2) (常陸大宮市北町 400-2)
	7月7日(木)	9:30～16:00	常陸太田市商工会 大会議室(常陸太田市中城町 3210)
	7月8日(金)	9:30～16:00	大子町立中央公民館 2階会議室(久慈郡大子町池田 2669)
日立	7月7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:00	日立労働基準監督署 会議室
	7月11日(月)	9:30～15:30	ハローワーク高萩 会議室(高萩市本町 4-8-5)
土浦	7月7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:00	春日交流センター 2階会議室(つくば市春日 2-36-1)
	7月11日(月)	9:00～16:00	小美玉市四季文化館 風のホール(小美玉市部室 1069)
筑西	7月7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:00	筑西労働基準監督署 会議室
古河	7月7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:30	古河労働基準監督署 第2会議室
常総	7月7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍ヶ崎	7月7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿嶋	7月7日(木) 8日(金) 11日(月)	9:00～16:00	鹿嶋労働基準監督署 2階会議室

※水戸・土浦労働基準監督署においては、駐車場が手狭なため来署される皆様にご迷惑をかけるおそれがありますので、受理相談会場をご利用いただきますようお願いいたします。

○その他

・平成23年度より年度更新関係業務の一部が外部委託されます。

外部委託される事業は、「申告書等の発送業務」・「申告書の審査業務」・
「申告書未提出事業場に対する提出督促通知書作成とその発送業務」であります。

・平成23年度より年度更新説明会は開催いたしません。

お問合せは、茨城労働局 労働保険徴収室 (029-224-6213) または最寄りの労働基準監督署まで

「多様な人材がイノベーションを生む！」

～外国人雇用はルールを守って適正に～

いわゆる高度外国人材の就職促進を図るとともに、ルールを守った適正な外国人雇用を確保するため、毎年6月を外国人労働者問題啓発月間と定めています。

今年は「多様な人材がイノベーションを生む！」を標語に事業主団体等の協力を求めつつ、事業主をはじめ、広く国民一般の方々を対象として周知及び啓発を集中的に行います。

主な取組内容

○事業主団体等を通じて、外国人労働者問題に関する積極的な周知、啓発及び協力要請を行います。特に「外国人雇用状況届出制度」のより適切な実施を図るため、事業主への周知の徹底について、事業主団体等に協力を要請します。

○事業主に対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に係る取扱い等の基本ルールについて適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行います。特に、ハローワークにおいては、事業所訪問指導による「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導等を集中的に行います。

○本月間中に開催される外国人雇用管理セミナー、学卒の求人説明会等、事業主が集まる会合において外国人雇用対策に係る資料を配布するなど、周知・啓発に努めます。

事業主の皆様へ

多様な人材が
イノベーションを生む!
～外国人の雇用はルールを守って適正に～

外国人労働者問題啓発月間
6/1(水)～6/30(木)

**外国人を雇っている事業主の皆さん、
以下の項目をチェックしてみましょう!**

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか?
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか?
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか?
- 安易な解雇はしていませんか?
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか?

「外国人労働者雇用ガイドライン（平成19年厚生労働省告示276号）」より

厚生労働省

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせ下さい。



建設労働者緊急雇用確保助成金について

～ 期間が平成24年3月31日まで延長されました～

建設投資が低迷する中、公共事業についても減少していくことが見込まれており、このことが建設業者の倒産や多くの離職者の発生など建設労働者の雇用に影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野の事業を開始し、当該事業に従事するために必要な教育訓練を行った場合や、建設業に従事していた労働者を雇い入れた他産業の事業主に対し助成します。

建設業新分野教育訓練助成金

対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の中小建設事業主

支給要件

- ① 建設業以外の事業（新分野事業）を新たに開始すること。
- ② 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練（OFF-JTに限る。）の実施に関する計画を作成し、当該計画に基づき平成24年3月31日までに対象訓練を有給で行うこと。
- ③ 教育訓練の対象者は、教育訓練の開始前1年間以上継続して雇用されている建設労働者（被保険者）であって、教育訓練の終了後、引き続き1年以上雇用されること。 など

支給額 ①及び②の合計額を支給します。

- ① 教育訓練に要した経費の2/3（1日当たり20万円、60日分を限度）
- ② 教育訓練を受けさせた労働者1人につき日額7,000円（上限。60日分を限度）

支給手続

- 教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局等に訓練計画を届け出ることが必要です。
- 助成金の支給申請は、教育訓練が終了した日（賃金締切日が定められている場合は直後の賃金締切日）の翌日から1か月以内に行ってください。

建設業離職者雇用開発助成金

対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の事業主で建設事業を営んでいない事業主

支給要件

- ① 次のいずれかに該当する45歳以上60歳未満の建設業離職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、平成24年3月31日までの間に助成金の支給対象期間（1年間）及び期間経過後も引き続き雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れること。
ア 建設事業を行う事業所において、建設事業に従事していた者
イ 建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主
- ② 資本金、資金、人事等の状況からみて建設業離職者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主ではないこと。 など

支給額

建設業離職者の雇入れ1人につき、事業主の規模に応じて、次の額を雇入れから6か月経過後及び1年経過後に半額ずつ支給します。

企業規模	6か月後	1年後	合計
中小企業事業主	45万円	45万円	90万円
中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円

支給手続

- このほかの支給要件等については、労働局等に事前にご確認ください。
- 助成金の支給申請は、雇入れ日から6か月経過日の翌日から1か月以内に行ってください。



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★
厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
22年 4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406
6	9,956	2,449	7,404	13,686	5,590	1,535	24,505	57,813	3,901	13,949
7	10,532	2,688	7,710	12,307	5,030	1,524	24,722	55,242	3,797	13,661
8	10,807	2,599	8,125	12,352	5,005	1,336	26,082	53,902	3,508	14,032
9	11,888	2,932	8,817	13,425	5,265	1,435	28,424	53,281	3,909	13,320
10	12,131	2,958	9,044	12,930	5,249	1,573	29,540	52,948	3,966	12,396
11	11,779	2,176	9,525	11,235	4,516	1,348	30,417	50,929	3,644	12,117
12	10,263	2,528	7,608	9,306	3,647	1,133	28,649	46,733	3,139	11,429
23年 1月	12,472	2,874	9,499	13,625	5,680	1,635	29,983	47,726	2,878	10,928
2	13,336	3,036	10,206	13,308	5,854	1,454	32,273	49,640	3,421	10,464
3	11,420	2,533	8,776	12,894	5,554	1,432	32,146	51,575	4,114	10,676
23年 4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
24年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲12.8	▲15.6	13.7	11.7	▲3.0	▲3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
22年 4月	0.76	0.86	0.44	0.48	3.4	5.7	▲5.8	▲4.3	18.8	13.9	▲22.4	▲23.1	356	5.1
5	0.79	0.85	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲31.3	▲28.7	347	5.2
6	0.77	0.88	0.47	0.52	8.1	12.8	▲2.1	▲1.8	17.7	9.3	▲31.5	▲28.4	344	5.3
7	0.80	0.88	0.49	0.53	14.0	9.3	▲6.6	▲5.4	12.9	5.3	▲33.0	▲28.0	331	5.2
8	0.80	0.90	0.50	0.54	25.7	19.0	4.5	4.4	18.2	7.7	▲28.9	▲24.2	337	5.1
9	0.82	0.92	0.51	0.55	21.4	17.3	2.4	2.8	11.7	7.8	▲28.4	▲23.8	340	5.0
10	0.87	0.95	0.52	0.56	18.1	13.9	▲8.4	▲6.0	7.6	0.9	▲27.9	▲23.9	334	5.1
11	0.91	0.97	0.54	0.57	34.2	22.6	0.8	3.3	6.7	6.1	▲25.2	▲20.0	318	5.1
12	0.91	0.99	0.55	0.58	23.6	15.8	▲5.3	▲5.8	4.7	0.3	▲24.4	▲20.7	298	4.9
23年 1月	0.94	1.02	0.59	0.61	26.7	18.8	▲3.5	▲5.0	▲4.8	▲0.8	▲24.2	▲19.4	309	4.9
2	1.03	0.99	0.61	0.62	33.1	22.9	▲1.2	2.7	2.1	0.9	▲23.3	▲19.0	300	4.6
3	0.94	0.98	0.61	0.63	4.5	▲7.5	10.5	▲7.5	▲11.9	▲2.0	▲21.1	▲17.8	304	4.6
23年 4月	0.87	0.95	0.61	0.61	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	▲1.2	▲3.9	▲13.0	309	4.7
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
24年 1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者層は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更（20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用）
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、3月より福島県、宮城県、岩手県の3県を除いたものとなっている。
 5. 平成22年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。